改正後厚生年金保険法附則第十条第四項ただし書	改正後厚生年金保険法附則第十条第三項	改正後厚生年金保険法附則第十条第六項	改正後厚生年金保険法附則第十条第七条の四の見出し	改正後厚生年金保険法附則第十条第七条の四第六項本文	改正後厚生年金保険法別表
老齢厚生年金の額（第四十四条第一項ただし書に規定する老齢厚生年金の全部	附則第十三条の四第三項に規定する老齢厚生年金	前二項から前項まで	平均標準報酬月額	旧地方公務員共済組合員期間（平成十四年一元化法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条第一項第一号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十三条の四第十二項において同じ。）に係る老齢厚生年金の額の平均標準報酬月額	被保険者
退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）	退職共済年金	平均給料月額	旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額	当該旧地共済施行日前期間
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項	及び第六項	退職共済年金	同項及び平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項	当該旧地共済組合員期間
退職共済年金	退職共済年金	第四項	退職共済年金	第一項並びに平成十二年改正法附則第十二条第一項及び改正前の第一号及び改正前の第四十三条第一項	当該旧地方公務員共済組合員期間
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項	附則第十三条の四第三項	前二項	老齢厚生年金	旧地方公務員共済組合員期間（平成十四年一元化法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）に係る老齢厚生年金の額の平均標準報酬月額	標準報酬月額に、
退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）	附則第十三条の四第三項に規定する老齢厚生年金	前二項	平均標準報酬月額	旧地方公務員共済組合員期間（平成十四年一元化法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）に係る老齢厚生年金の額の平均標準報酬月額	標準報酬月額に、
退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）	退職共済年金	平均給料月額	旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額	掛金の標準となつた給料の額に、
平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第二十四条の二第三項	附則第十三条の四第三項に規定する老齢厚生年金	前二項	老齢厚生年金	旧地方公務員共済組合員期間（平成十四年一元化法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第二条第一項第一号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）に係る老齢厚生年金の額の平均標準報酬月額	掛金の標準となつた給料の額に、
退職共済年金	退職共済年金	第四項	退職共済年金	同項及び平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年地共済改正法附則第十条第二項	当該旧地共済組合員期間
退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）	及び第六項	平均標準報酬月額	旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額	当該旧地共済施行日前期間
退職共済年金の額（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額、なお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法第八十条第一項	退職共済年金の全部（なお効力を有する改正前地共済法第七十九条第一項第二号に掲げる額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第六十一条第一項に規定する特例加算額から政令で定める額を除く。）	退職共済年金	平均給料月額	旧地共済施行日前期間の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。以下この項において「平成十二年地共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する平均給料月額	被保険者

改正後平成六年国民年金法附則第二十一条の前の見出し	改正後平成六年国民年金法附則第二十一条第一項				
老齢厚生年金	厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十条第一項又は第十九条第一項若しくは第二十条第一項若しくは第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項において準用する場合を含む。）の二十有五年（第三号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては、二十年）以上である者が、六十五歳に達したとき（第三号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては、六十歳に達したとき）は、その者に、その者の老齢厚生年金の額（第二十条第一項ただし書の規定により加給年金額が加算されているときは、その加給年金額を除く。）の百分の二十五に相当する額を加算する。	退職共済年金	被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十一条第一項（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「平成二十四年一元化法前厚生年金保険法」という。）第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金をいう。）の受給権者（平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する受給権者をいう。）であつて、同日において平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額の加算対象者（平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額の加算対象者をいう。）であるもの（平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を停止されているものを除く。）が、六十五歳に達したとき（第三号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては、六十歳に達したとき）は、その者に、その者の老齢厚生年金の額（平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を停止されているときは、その加給年金額を除く。）の百分の二十五に相当する額を加算する。	総報酬月額相当額（同法	日（同法	総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定により適用する改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額の加算対象者（適用する改正後厚生年金保険法第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額の加算対象者をいう。）であるもの（適用する改正後厚生年金保険法附則第十条第一項の規定により適用する改正後の厚生年金保険法第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額の加算対象者をいう。）であつて、同日において適用する改正後厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（適用する改正後厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する受給権者をいう。）であるもの（適用する改正後厚生年金保険法附則第十条第一項の規定により適用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を停止されているものを除く。）が、六十五歳に達したとき（適用する改正後厚生年金保険法第二十条第一項ただし書に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては、六十歳に達したとき）は、その者に、その者の老齢厚生年金の額（適用する改正後厚生年金保険法第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額が加算されているときは、その加給年金額を除く。）の百分の二十五に相当する額を加算する。	が同法	当該老齢厚生年金
退職共済年金	被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「平成二十四年一元化法前厚生年金保険法」という。）第四十四条第一項に規定する老齢厚生年金をいう。）の受給権者（平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する受給権者をいう。）であつて、同日において平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額の加算対象者（平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額の加算対象者をいう。）であるもの（平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を停止されているものを除く。）が、六十五歳に達したとき（第三号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては、六十歳に達したとき）は、その者に、その者の老齢厚生年金の額（平成二十四年一元化法附則第二十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法前厚生年金保険法第四十四条第一項の規定による老齢厚生年金の支給を停止されているときは、その加給年金額を除く。）の百分の二十五に相当する額を加算する。	総報酬月額相当額（同法	日（同法	総報酬月額相当額（適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定により適用する改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十四年一元化法附則第二十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額の加算対象者（適用する改正後厚生年金保険法第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額の加算対象者をいう。）であるもの（適用する改正後厚生年金保険法附則第十条第一項の規定により適用する改正後の厚生年金保険法第二十条第一項ただし書に規定する第三号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては、六十歳に達したとき）は、その者に、その者の老齢厚生年金の額（適用する改正後厚生年金保険法第二十条第一項ただし書の規定による加給年金額が加算されているときは、その加給年金額を除く。）の百分の二十五に相当する額を加算する。	が適用する改正後厚生年金保険法	当該退職共済年金